

## 委第8号議案

つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年12月22日

提出者 議会運営委員長 小野 泰宏

つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和62年つくば市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 4 第2項ただし書の規定にかかわらず、つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）第18条の2第1項のオンライン会議システムにより参加した場合は、費用弁償は支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

オンライン会議システムにより会議に参加した場合は、費用弁償を支給しないことを規定するため、改正を行うものである。

## つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和62年つくば市条例第14号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第4条の3 （略） （費用弁償）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>4 第2項ただし書の規定にかかわらず、つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）第18条の2第1項のオンライン会議システムにより参加した場合は、費用弁償は支給しない。</u></p> <p>第6条（以下略）</p>	<p>第1条—第4条の3 （略） （費用弁償）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第6条（以下略）</p>